

木造住宅の耐震診断を支援します

市では、「震災に強いまちづくり」を推進するため「木造住宅耐震診断事業」を実施しています。この事業は、一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識のある「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的としています。

診断概要 ①県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。

②建築物の耐震性を目視および建築時の図面により診断します。

※あくまで耐震補強の必要性の有無について判定することを目的としています。

対象住宅 ①市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が居宅であるものに限る)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30㎡以上のもの。

②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。

建築時において建築基準法に該当しなかった場合は除く。(注)建築年、建築概要が建築確認通知等で確認できること。

③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。(注)丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外。

※東日本大震災により被災した住宅で罹災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外。

対象者 上記の対象住宅の所有者で、市税の滞納をしていない方。

診断費用 個人負担 2,000円

募集締切 10月27日(金)

募集戸数 10戸(定数を超えた場合には抽選となります)

受け付け場所 都市計画課(本所)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)

申し込み方法 ご希望の方は都市計画課に申請してください。

※申し込み書は、市役所本所および各支所地域課に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。市から訪問や電話により、耐震診断を勧めることはありません。

【申し込み・問い合わせ】都市計画課(内線588)

平成29年就業構造基本調査 実施中

市では、10月1日を基準日とした就業構造基本調査を実施しています。この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査であり、全国から抽出された52万世帯、15歳以上の者約108万人を対象に行っています。

本調査により、多様化する就業状況や産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態や、育児・介護休暇の取得など就業に関する詳しい状況が明らかになり、雇用政策や経済対策など各種行政施策を立案する基礎資料となりますので、ご協力をお願いいたします。対象となった世帯には、統計調査員が調査票の記入等をお願いしております。

○調査期間 8月下旬～10月下旬

○対象地区

笠間地区	笠間の一部、下市毛の一部、福田の一部、稲田の一部、石井の一部
友部地区	平町の一部、大田町の一部、鯉淵の一部、旭町の一部、湯崎の一部、八雲の一部、東平の一部
岩間地区	下郷の一部、市野谷の一部、安居の一部

○調査内容 15歳以上の方を対象に就業状況や就業に関する希望などについて調査します。

○問い合わせ 企画政策課 統計G(内線551、552)

※午前8時30分～午後5時15分(平日)

○ご安心ください! 調査票の秘密は守られます!

調査票に記入していただいた内容については、統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使用することは絶対にありません。また、調査員や調査関係者が調査で知り得た事項を他に漏らすことは法律で厳しく禁じられています。

○かたり調査にご注意ください!

統計調査員と偽り詐欺等を行う者に十分注意してください。調査において金銭等の要求や預貯金の口座番号等を聞くことは絶対にありません。



やさしい保険プラザ

友部スクエア

笠間市住吉 1364-1

☎ 0120-650-121

営業時間 10:00～20:00



保険募集代理店
株式会社 フィックス・ジャパン
茨城支店

身近な相続のお話

「我が家は財産が少ないから関係ない」「相続が関係するのは資産家でしょ?」

そのようなことを考えた方、それは相続税のお話です。一般のご家庭でも遺産分割トラブルが増えています。

実際、遺産分割問題で調停までいってしまっているケースは、遺産1000万円以下が30%以上、5000万円以下で40%以上、約75%が5000万円以下の相続(争続)案件です。

理由は現金化しにくい遺産が多いためだといわれています。笠間市もその例にもれず、遺産の大半が不動産(宅地、建物、田畑、山林)で、簡単に分割することが難しくトラブルの原因になっています。そのようなトラブルを回避するために有効な手段は「遺言」または「生命保険」です。

生命保険の保険金は受け取り人固有の財産になるため、遺産分割協議の対象外であり、残したい人に財産を残すことができます。さらに「相続放棄」をした場合であっても、保険金を受け取ることができます。

生命保険は、相続に大変有効な手段の一つです。事前に円満な分割ができるよう対策しておくことが大切です。

